

平成 28 年 6 月 16 日

各 位

会社名 富士通株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中達也
(コード番号 6702 東証第一部)
問合せ先 執行役員 広報 I R 室長 山守 勇
(TEL . 03-6252-2175)

ニフティ株式会社 (証券コード 3828) に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

富士通株式会社 (以下「公開買付者」及び「当社」といいます。) は、平成 28 年 4 月 28 日開催の取締役会において、ニフティ株式会社 (コード番号 : 3828、東証第二部、以下「対象者」といいます。) の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。) を金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) に基づく公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) により取得することを決議し、平成 28 年 5 月 2 日より本公開買付けを実施していましたが、下記のとおり、本公開買付けが平成 28 年 6 月 15 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名 称 富士通株式会社
所在地 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目 1 番 1 号

(2) 対象者の名称

ニフティ株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,609,965 株	- 株	- 株

(注 1) 本公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数 (7,609,965 株) を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成 28 年 4 月 28 日に公表した「平成 28 年 3 月期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。) に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 (22,780,000 株) から、公開買付者が公開買付届出書提出日現在所有する対象者株式 (15,170,000 株) 及び対象者決算短信に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数 (35 株) を控除した株式数 (7,609,965 株) になります。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成28年5月2日(月曜日)から平成28年6月15日(水曜日)まで(30営業日)

対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,495円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書(その後提出された公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、平成28年6月16日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	6,867,466(株)	6,867,466(株)
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券()	-	-
株券等預託証券()	-	-
合計	6,867,466	6,867,466
(潜在株券等の数の合計)	-	(-)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	151,700個	(買付け等前における株券等所有割合 66.59%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	220,374個	(買付け等後における株券等所有割合 96.74%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	-個	(買付け等後における株券等所有割合 -%)

対象者の総株主の議決権の数	227,786 個	
---------------	-----------	--

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成28年2月10日に提出した第31期第3四半期報告書に記載の同報告書直前の基準日(平成27年9月30日)に基づく株主名簿による総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式も買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された平成28年3月31日現在の発行済株式総数(22,780,000株)から、本公開買付けを通じて取得する予定のない同日現在の対象者が所有する自己株式数(35株)を控除した株式数(22,779,965株)に係る議決権の数(227,799個)を「対象者の総株主の議決権の数」として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付代理人)
S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

決済の開始日
平成28年6月22日(水曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、オンライントレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社が平成28年4月28日付で公表した「ニフティ株式会社株式(証券コード3828)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

富士通株式会社 東京都港区東新橋一丁目5番2号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上